第二条の表改正後欄の石綿障害予防規則第三条第四項及び第七項第九号中「建築物」を「建築物及び船舶」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一 （略） 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号） 第三条第五項の規定による記録の保存 第三条第六項の規定による記録の写しの備付け （略） （略） 表二～表四　（略）	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一 （略） 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号） 第三条第五項の規定による記録の保存 （新設） （略） （略） 表二～表四　（略）

第三条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一 （略） 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号） 第三条第八項の規定による記録の写しの備付け （略） （略） 表二～表四　（略）	**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一 （略） 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号） 第三条第六項の規定による記録の写しの備付け （略） （略） 表二～表四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。